

広告物景観形成誘導基準について

箕面市 平成 20 年 4 月（平成 29 年 1 月 1 日変更）

箕面市都市景観条例第九条第一項第一号及び同条例施行規則第四条第一項に基づき、広告物の表示等の基準を以下のとおり定めています。

広告物景観形成誘導基準

① 共通基準

大きさ	○良好な景観形成が図られるよう最小限かつまちなみに適した大きさとする。
数量	○良好な景観形成が図られるよう最小限とし、整理し、及び集合化する。複数を設置する場合は、統一感を持たせる。
設置位置	○建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ○原則として、住宅地に向けての設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、住宅への影響を考慮し、控えめとなるよう配慮する。
形態	○建築物やまちなみとの一体感を高める形態を工夫する。 ○圧迫感を与えない形態とする。
表示内容	○内容は、自家用とし、屋号のみとするなど、最小限の表示内容とする。 （自家用広告物とは、自己の事業又は営業を表示し、自己の事業所、営業所等に掲出されているものをいう。）
表現方法	○シンプルでわかりやすい表現方法を工夫する。 ○箕面市の地域性や周辺景観に配慮したデザインとする。
色彩	○地色は、建築物及び周辺景観と調和する色彩とし、色数は少なくする。 ○極端に明度の低い色及び彩度の高い色など、突出した色は最小限のアクセントとしてのみ使用し、分散させない。
素材	○素材は良質で、周辺や建築物の外壁と調和する素材を用いる。 ○時間の経過によって劣化しにくい素材又は時間とともに成熟する素材を用いる。
照明等	○夜間景観に配慮した品の良いものにし、光源を点滅等させない。 ○次に掲げる広告物を設置しない。 ・派手な電飾及び電光掲示板 ・映像 ・その他これに準ずるもの
維持管理	○退色や汚れには速やかに対処する。
その他	○附帯設備等に広告物を表示しない。 ○駐車場案内等は、広告物とならないよう表現方法及び表示内容に留意する。

備考

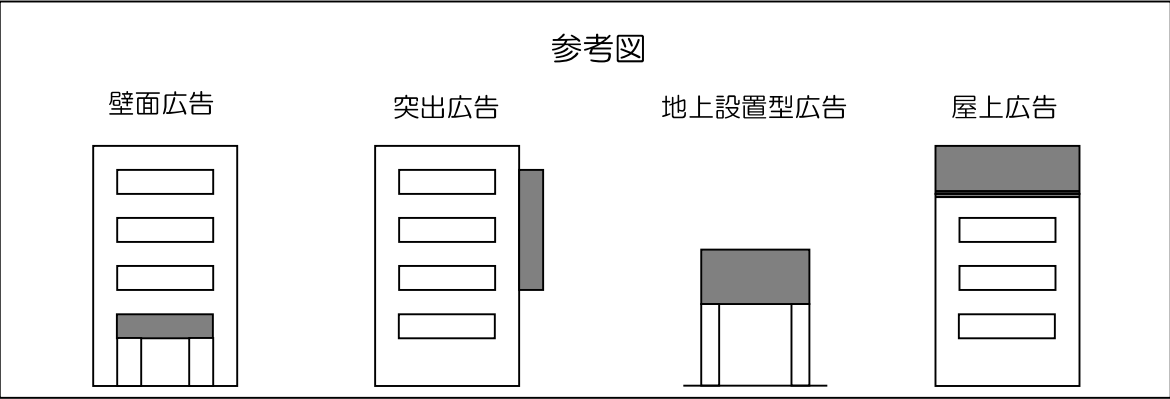
- 屋外広告物に類するものもこの基準が適用される。
- 屋外広告物に類するものの表示面積は、形態に応じて、壁面広告、突出広告、地上設置型広告、屋上広告の面積に算入する。

② 形態別基準

壁面広告	○建築物デザインと一体感を持たせる。 ○建築物デザインに応じた大きさで、バランスの良い位置に設置する。 ○1 建築物に複数の店舗が入り、1 壁面に複数設置する場合は、設置位置及び大きさをそろえる。 ○1 建築物で複数の壁面に設置する場合は、最小限とする。 ○地色を壁面と同色にし、彩度を抑えるなど建築物と調和する色とする。
突出広告	○建築物デザインと一体感を持たせる。 ○原則として1 建築物で1 つ以下とする。 ○地色は、彩度を抑えるなど建築物と調和する色とする。 ○建築物の上端を超えないように設置する。 ○近隣の建築物の突出広告と、設置位置や突出幅をそろえるなど調和を図る。
地上設置型広告	○安定感のある形態にする。 ○原則として1 敷地に1 つ以下とする。 ○建築物に合わせたデザインを施す。 ○見通しや通行を妨げない位置及び高さに設置する。 ○地色は、彩度を抑えるなど周辺のまちなみに調和する色とする。 ○支柱の色は彩度を抑え、建築物との一体感を高める素材及び形態とし、支柱の周囲には植栽を施す。
屋上広告	○建築物デザインと一体感を持たせる。 ○安定感のある形態にする。 ○地色を壁面と同色にし、彩度を抑えるなど建築物と調和する色とする。

備考

- 壁面広告とは、建築物の壁面に取り付け、又は塗布された広告物をいう。
- 突出広告とは、建築物の側面に立体的に取り付けられた広告物をいう。
- 地上設置型広告とは、建築物から独立し、地上に設置された広告物をいう。
- 屋上広告とは、建築物の屋上に取り付けられた広告物をいう。
- 屋外広告物に類するものもこの基準が適用される。



③ まちなみ別基準

区 分		位 置	基本方針	規 模			
				壁面広告	突出広告	地上設置型広告	屋上広告
	歴史的まちなみ地区 （西国街道沿道）	○市道瀬川牧落線、牧落萱野線及び西宿小野原線に接している敷地 ○「駅周辺商業地区」は除く	○過度の主張は控え、歴史と現代が調和した風格のある景観を育てる。 ○派手な色彩及び電飾を避け、昔ながらの表現方法及び素材を取り入れる。	○一面の表示面積の合計は、取り付ける壁面の面積の1／20以下かつ20㎡以下とする。	○突出幅は、取り付ける壁面から0.5m以下にする。	○設置しない。	○設置しない。
	自然景観地区	○箕面風致地区 ○山なみ景観保全地区 ○箕面風致地区及び山なみ景観保全地区に接する敷地 ○市街化調整区域 ○「歴史的まちなみ地区（西国街道沿道）」は除く	○広告物の表示等をできるだけ避け、所在表示及び管理表示は自然環境との調和に努める。特に山間山麓部においては、自然景観との調和に努める。 ○表示面積は小さめにし、低位置に設置する。 ○原則として反射光のある素材を使用しない。	○一面の表示面積の合計は、取り付ける壁面の面積の1／20以下かつ20㎡以下とする。	○突出幅は、取り付ける壁面から0.5m以下にする。	○高さは、建築物の軒高以下かつ7m以下にする。 ○表示面積の合計は、5㎡以下にする。	○設置しない。
	駅周辺商業地区	○牧落公園線、府道箕面池田線、府道豊中亀岡線及び市道口線に画された区域内の商業地域及び近隣商業地域 ○阪急桜井駅が含まれる近隣商業地域 ○「国道171号及び国道423号沿道」は除く	○賑わいを高めながら快適にショッピングできるような印象づくりをする。 ○広告物が見やすいよう、設置位置や掲出量を整理し、統一感をだす。	○一面の表示面積の合計は、取り付ける壁面の面積の1／10以下かつ40㎡以下とする。	○突出幅は、取り付ける壁面から0.5m以下にする。	○高さは、建築物の軒高以下かつ7m以下にする。 ○表示面積の合計は、10㎡以下とし、片面しか使用しない場合の最大面積は、5㎡以下とする。	○設置しない。ただし、周辺の状況に応じ塔屋の壁面には表示することができる。
	船場団地業務地区	○船場団地業務地区 北部大阪都市計画特別用途地区（昭和四十八年箕面市告示第七十四号）として定める特別業務地区	○建築物デザインとの調和に努め、スカイライン(*1)やファサード(*2)を乱さない。 ○建築物との一体感を高め、掲出量を整理し、集合化し、センスの良さを高める。	○一面の表示面積の合計は、取り付ける壁面の面積の1／20以下かつ40㎡以下とする。	○突出幅は、取り付ける壁面から0.75m以下にする。	○設置しない。ただし、国道423号及び小野原豊中線沿道においては、次のとおり設置することができる。この場合において、屋上広告は設置することができない。 ○高さは、10m以下にする。ただし、周辺の状況に応じ15mにすることができる。 ○表示面積の合計は、30㎡以下とし、片面しか使用しない場合の最大面積は、15㎡以下とする。	○表示面積の合計は、取り付ける壁面の1／10以下、高さは、建築物の高さの1／4以下かつ3m以下にする。
	国道171号及び国道423号沿道	○国道171号に接している敷地 ○国道423号に接している敷地 ○「船場団地業務地区」は除く ○市街化調整区域は除く	○見通しを妨げない広告物にし、センスの良さを高める。 ○親しみやすさに十分に配慮する。	○一面の表示面積の合計は、取り付ける壁面の面積の1／10以下かつ40㎡以下とする。	○突出幅は、取り付ける壁面から0.75m以下にする。	○高さは、10m以下にする。ただし、周辺の状況に応じ15mにすることができる。 ○表示面積の合計は、30㎡以下とし、片面しか使用しない場合の最大面積は、15㎡以下とする。	○設置しない。ただし、周辺の状況に応じ塔屋の壁面には表示することができる。
	幹線道路沿道	○幅員16m以上の道路に接している敷地 ○市街化調整区域は除く ○「駅周辺商業地区」及び「船場団地業務地区」は除く	○過度の主張を控え、沿道の魅力を高める意匠とする。 ○建築物デザインとの調和に努め、スカイライン(*1)やファサード(*2)を乱さない。 ○建築物との一体感を高め、掲出量を整理し、及び集合化する。	○一面の表示面積の合計は、取り付ける壁面の面積の1／10以下かつ40㎡以下とする。	○突出幅は、取り付ける壁面から0.75m以下にする。	○高さは、10m以下とする。 ○表示面積の合計は、10㎡以下とし、片面しか使用しない場合の最大面積は、5㎡以下とする。	○設置しない。ただし、周辺の状況に応じ、塔屋の壁面には表示することができる。
	その他の地区	○他の区分に属しない地区	○過度の主張は控え、親しみやすさに十分配慮する。 ○住宅地景観との調和に努める。 ○店舗など必要部分のみに設置し、住居部分には設置しない。 ○大きさやデザインは控えめにする。	○一面の表示面積の合計は、取り付ける壁面の面積の1／20以下かつ20㎡以下とする。	○突出幅は、取り付ける壁面から0.5m以下にする	○高さは、建築物の軒高以下かつ7m以下にする。 ○表示面積の合計は、5㎡以下にする。	○設置しない。ただし、周辺の状況に応じ、塔屋の壁面には表示することができる。

備考 1 「歴史的まちなみ地区（西国街道沿道）」、「国道171号及び国道423号沿道」又は「幹線道路沿道」の2つ以上の路線に接する敷地においては、原則として各広告物が主に対象とする路線の基準を適用するものとする。

2 屋外広告物に類するものもこの基準が適用される。

* 1：空及び山なみを背景とした建築物等の輪郭線

* 2：建築物の外観を構成する主要な立面

基準適合状況調査票（箕面市都市景観条例施行規則 別表 1、3 その他市長が必要と認める図書）

1. 広告物景観形成誘導基準（箕面市都市景観条例第 17 条第 1 項、第 26 条、第 31 条、第 36 条、第 41 条、第 45 条関係）への適合について

対象項目	基準	配慮した事項	助言・指導（記入しないで下さい）	協議結果（記入しないで下さい）
大きさ	○良好な景観形成が図られるよう最小限かつまちなみに適した大きさとする。			
数量	○良好な景観形成が図られるよう最小限とし、整理し、及び集合化する。複数を設置する場合は、統一感を持たせる。			
設置位置	○建築物デザインとのバランスを損なわないようにし、敷地内に収める。 ○原則として、住宅地に向けての設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、住宅への影響を考慮し、控えめとなるよう配慮する。			
形態	○建築物やまちなみとの一体感を高める形態を工夫する。 ○圧迫感を与えない形態とする。			
表示内容	○内容は、自家用とし、屋号のみとするなど、最小限の表示内容とする。 （自家用広告物とは、自己の事業又は営業を表示し、自己の事業所、営業所等に掲出されているものをいう。）			
表現方法	○シンプルでわかりやすい表現方法を工夫する。 ○箕面市の地域性や周辺景観に配慮したデザインとする。			
色彩	○地色は、建築物及び周辺景観と調和する色彩とし、色数は少なくする。 ○極端に明度の低い色及び彩度の高い色など、突出した色は最小限のアクセントとしてのみ使用し、分散させない。			
素材	○素材は良質で、周辺や建築物の外壁と調和する素材を用いる。 ○時間の経過によって劣化しにくい素材又は時間とともに成熟する素材を用いる。			
照明等	○夜間景観に配慮した品の良いものにし、光源を点滅等させない。 ○次に掲げる広告物を設置しない。 ・派手な電飾及び電光掲示板 ・映像 ・その他これに準ずるもの			
維持管理	○退色や汚れには速やかに対処する。			
その他	○附帯設備等に広告物を表示しない。 ○駐車場案内等は、広告物とならないよう表現方法及び表示内容に留意する。			

②形態別基準				
対象項目	基準	配慮した事項	助言・指導（記入しないで下さい）	協議結果（記入しないで下さい）
壁面広告	○建築物デザインと一体感を持たせる。 ○建築物デザインに応じた大きさで、バランスの良い位置に設置する。 ○1 建築物に複数の店舗が入り、1 壁面に複数設置する場合は、設置位置及び大きさをそろえる。 ○1 建築物で複数の壁面に設置する場合は、最小限とする。 ○地色を壁面と同色にし、彩度を抑えるなど建築物と調和する色とする。			
突出広告	○建築物デザインと一体感を持たせる。 ○原則として1 建築物で1 つ以下とする。 ○地色は、彩度を抑えるなど建築物と調和する色とする。 ○建築物の上端を超えないように設置する。 ○近隣の建築物の突出広告と、設置位置や突出幅をそろえるなど調和を図る。			
地上設置型広告	○安定感のある形態にする。 ○原則として1 敷地に1 つ以下とする。 ○建築物に合わせたデザインを施す。 ○見通しや通行を妨げない位置及び高さに設置する。 ○地色は、彩度を抑えるなど周辺のまちなみに調和する色とする。 ○支柱の色は彩度を抑え、建築物との一体感を高める素材及び形態とし、支柱の周囲には植栽を施す。			
屋上広告	○建築物デザインと一体感を持たせる。 ○安定感のある形態にする。 ○地色を壁面と同色にし、彩度を抑えるなど建築物と調和する色とする。			

③まちなみ別基準

対象項目		基準							配慮した事項	助言・指導（記入しないで下さい）	協議結果（記入しないで下さい）
基本方針		各地区・沿道ごとの基本方針を参照して下さい。									
規則に定める「屋外広告物に類するもの」について		（屋外広告物に類するものがある場合は、その表示面積を形態に応じて、壁面広告、突出広告、地上設置型広告、屋上広告の面積に算入し、共通基準、形態別基準、まちなみ別基準のそれぞれの基準に適合させてください。）							・有無（有り / 無し） ・形態（壁面広告 / 突出広告 / 地上設置型広告 / 屋上広告）		
形態	規模								配慮した事項	助言・指導（記入しないで下さい）	協議結果（記入しないで下さい）
		歴史的まちなみ地区	自然景観地区	駅周辺商業地区	船場団地業務地区	国道171号及び国道423号沿道	幹線道路沿道	その他の地区			
壁面広告	取り付ける壁面に対する表示面積の割合と一面の表示面積の合計	1/20以下かつ20㎡以下とする。	1/20以下かつ20㎡以下とする。	1/10以下かつ40㎡以下とする。	1/20以下かつ40㎡以下とする。	1/10以下かつ40㎡以下とする。	1/10以下かつ40㎡以下とする。	1/20以下かつ20㎡以下とする。	（例）北面の表示面積10㎡／取り付ける壁面200㎡ ・面の表示面積㎡／取り付ける壁面㎡		
	突出広告	0.5m以下にする。	0.5m以下にする。	0.5m以下にする。	0.75m以下にする。	0.75m以下にする。	0.75m以下にする。	0.5m以下にする。	・突出幅m		
地上設置型広告	設置の有無	設置しない。			設置しない。 * 1 （以下は* 1を適用する場合の基準）				あり		
	高さ		建築物の軒高以下かつ7m以下にする。	建築物の軒高以下かつ7m以下にする。	10m以下にする。 ただし、周辺の状況に応じ15mにすることができる。	10m以下にする。 ただし、周辺の状況に応じ15mにすることができる。	10m以下とする。	建築物の軒高以下かつ7m以下にする。	・高さm（建築物の軒高m）		
	表示面積の合計		5㎡以下にする。	10㎡以下とし、片面しか使用しない場合の最大面積は、5㎡以下とする。	30㎡以下とし、片面しか使用しない場合の最大面積は、15㎡以下とする。	30㎡以下とし、片面しか使用しない場合の最大面積は、15㎡以下とする。	10㎡以下とし、片面しか使用しない場合の最大面積は、5㎡以下とする。	5㎡以下にする。	・表示面積㎡		
屋上広告	設置の有無	設置しない。	設置しない。	設置しない。 * 2		設置しない。 * 2	設置しない。 * 2	設置しない。 * 2			
	表示面積の合計				取り付ける壁面の1/10以下にする。				・表示面積㎡		
	高さ				建築物の高さの1/4以下かつ3m以下にする。				・高さm		

* 1 ただし、国道423号及び小野原豊中線沿道においては、設置することができる。この場合において、屋上広告は設置することができない。

* 2 ただし、周辺の状況に応じ、塔屋の壁面には表示することができる。